

○総務省訓令第19号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

総務大臣 村上 誠一郎

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 〔第 1 ・第 2 略〕 第 3 衛星関係 1 システム別審査基準 〔(1)～(16) 略〕 (17) 高度600km以下の軌道を利用する非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局及び非静止衛星を用いて固定衛星業務を行うVSAT地球局で、14. 0GHzを超え14. 5GHz以下の周波数の電波を使用するもの 〔ア～カ 略〕 キ 他の無線局との干渉調整 (7) 対地静止衛星との主輻射方向の離角が18度を超える位置に存在するスターリンクシステムの人工衛星局を選択して通信を行うこと。 〔削る〕 (4) 14. 4GHzを超え14. 5GHz以下の周波数を使用する場合は、14. 4GHzを超え14. 6GHz以下の周波数を使用する電気通信業務（固定局・移動局）の通信を行う既存の無線局の免許人との間で合意がなされていること。 〔ク・ケ 略〕 〔(18)・(19) 略〕 〔 2 ・ 3 略〕	別紙 2（第 5 条関係）無線局の目的別審査基準 〔第 1 ・第 2 同左〕 第 3 衛星関係 1 システム別審査基準 〔(1)～(16) 同左〕 (17) 〔同左〕 〔ア～カ 同左〕 キ 他の無線局との干渉調整 (7) 対地静止衛星との主輻射方向の離角が18度を超える位置に存在するスターリンクシステムの人工衛星局を選択して通信を行うこと。 (4) 対地静止衛星を用いて衛星通信を行う無線局の免許人との間で合意がなされていること。 (7) 14. 4GHzを超え14. 5GHz以下の周波数を使用する場合は、14. 4GHzを超え14. 6GHz以下の周波数を使用する電気通信業務（固定局・移動局）の通信を行う既存の無線局の免許人との間で合意がなされていること。 〔ク・ケ 同左〕 〔(18)・(19) 同左〕 〔 2 ・ 3 同左〕

附 則

この訓令は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。